

## 令和8年度 貝塚市立ひと・ふれあい館備品等購入 仕様書

### 1 総則

この仕様書は、貝塚市立ひと・ふれあい館に設置する備品等について定める。

### 2 件名

貝塚市立ひと・ふれあい館備品等一式

### 3 品名、規格、数量等

別紙「備品選定品リスト」のとおり

### 4 仕様

製品は納入時において、すべて新品とする。

別紙「備品選定品リスト」に記載する製品は参考品とし、同等以上の性能、品質及び機能を有する製品による提案を可とする。

なお、同等品を提案する場合は、事前に貝塚市の承認を得ること。

### 5 納入場所

貝塚市東84番地1（貝塚市立ひと・ふれあい館）

### 6 納入期限

契約締結日から令和9年3月19日まで

ただし、搬入期間は、令和9年2月1日から令和9年3月19日までとする。

※ひと・ふれあい館は現在建設中のため、工事進捗等により納入時期を変更する可能性がある。なお、軽微な変更については契約変更の対象としないものとする。

### 7 入札金額

入札金額には、物品価格のほか、運搬、取付、納入等に要する一切の費用を含むこと。

### 8 納入・搬入及び設置

- (1) 施設への納入・搬入から設置に当たっては、事前に貝塚市と協議を行い実施すること。なお、設置には組立て、所定位置への配置、水平調整及び転倒防止装置を含むものとする。
- (2) 納入品の搬送、施設への搬入、組立て、養生、設置等の諸経費は、全て本契約に含

むものとする。

- (3) 納入品の設置に当たり、養生方法、搬入ルート及び組立ては貝塚市の指示に従うこと。
- (4) 納入した物品の梱包材その他施設で不要となるものは受注者において撤去及び引き取りを行うこと。
- (5) 納品にあたり、各備品の色、仕様及び仕上げについては事前に貝塚市と協議し、承諾を得ること。
- (6) 納入及び設置時に要請があった場合は、担当者に対し製品の取り扱い説明を行うこと。
- (7) 受注者は納入期限までに、納入する物品の品目、数量、単価、メーカー、型番、グリーン購入適合品の有無等を記載した明細書を書面及び電子データ（Excel 形式）にて提出すること。

## 9 契約

本契約は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定に基づく仮契約とし、貝塚市議会の議決を得た後、貝塚市が受注者に対して本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として成立するものとする。また、貝塚市は、貝塚市議会で議決を得られなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わない。

## 10 その他

- (1) 搬入・運搬時は道路交通法を遵守し、作業の安全確保を十分に行うこと。
- (2) 施設と納入品が接触等の恐れがある場合には必要に応じて養生を行うこと。
- (3) 納入品搬入時に施設へ損傷を与えた場合は、原因者の責任において現状復旧を行うこと。また、納入品の設置に関する技術的必要事項については、本仕様書に明記のない事項であっても対応すること。
- (4) 現場の納まり、取合い等の関係により仕様書どおりの施工が困難な場合は、貝塚市と協議を行うこと。なお、軽微な仕様変更が生じた場合であっても、契約金額の増減は原則として行わないものとする。
- (5) 納入から設置については関連する施工者及び移転に関する別途業者と事前に協議し、円滑に事業が実施できるよう努めること。
- (6) 納品時には、数量、仕様、外観及び機能について貝塚市担当職員による検査を受け、検査不合格となった場合は、納入期限までに合格品を納入すること。この場合において、合格品の納入が不可能となった場合、貝塚市は当該契約を解除することができる。
- (7) 保証期間は、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）の「オフィス家具-製品安全基準のガイドライン」に基づいた不具合箇所・現象の例と保証期間に準拠するものとする。

- (8) その他、仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、貝塚市と協議のうえ決定するものとする。